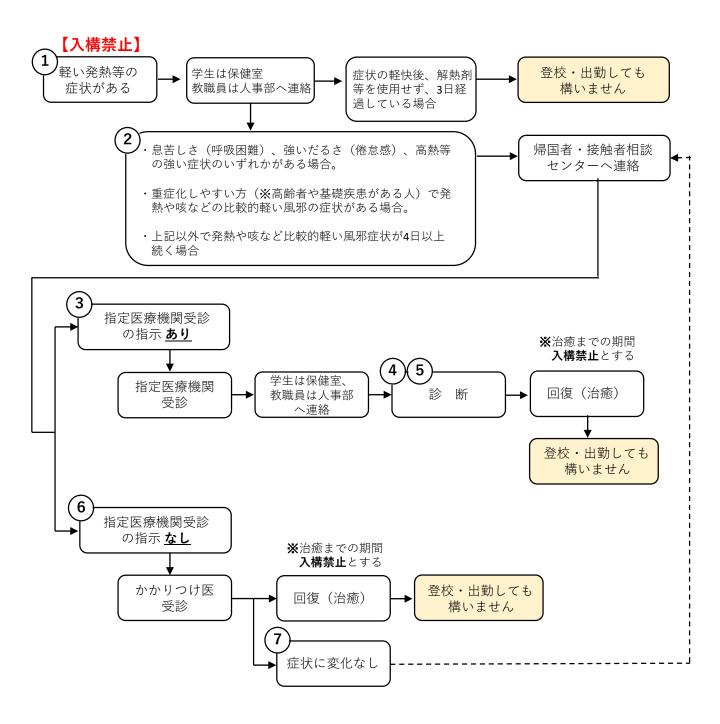
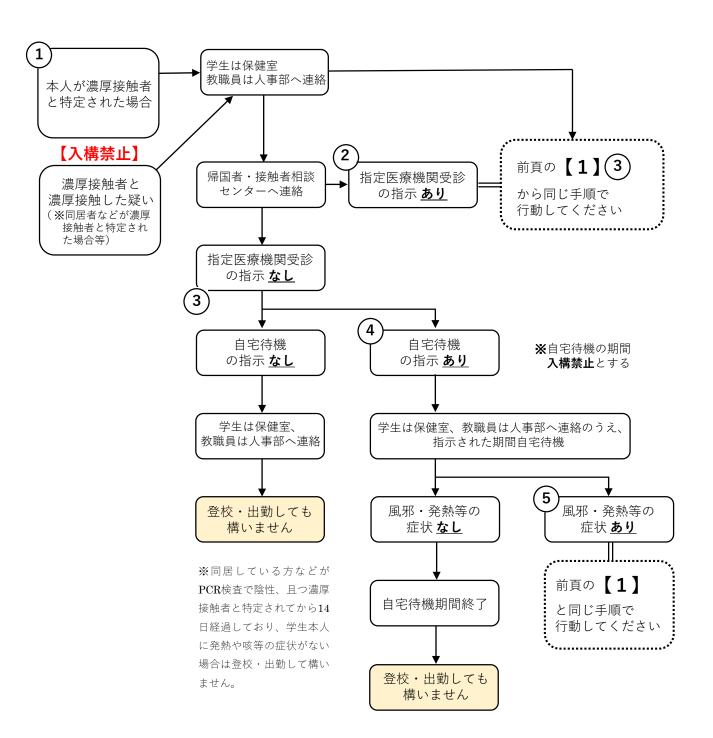
新型コロナウイルス感染症に対する学生・教職員の行動について

【1】 学生・教職員に風邪・発熱等の症状がある時

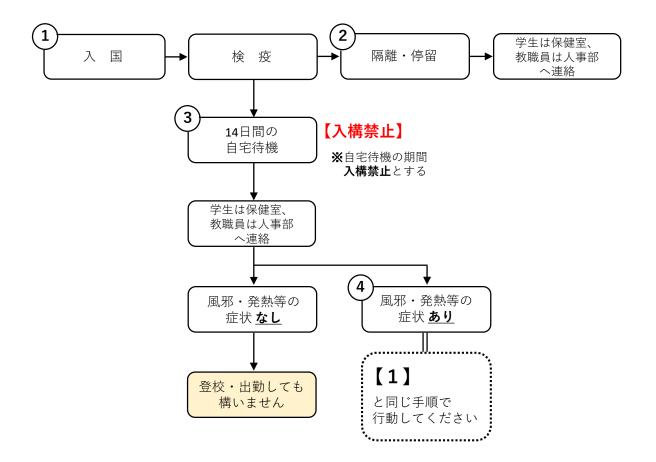


上記のように入構禁止となった間の授業欠席は、所定の手続きを行うことにより、出席扱い(公欠)となります。

【2】学生・教職員が保健所等から「濃厚接触者と特定」された時、 または「濃厚接触者と濃厚接触」した疑いがある時



【3】 学生・教職員が海外から帰国した時



(5)

学生または教職員の同居者が海外から帰国し、検疫所で陽性と判明した場合は、学生または教職員は、上記【2】と同様の行動をお願いします。なお同居者が陰性となって、自宅待機を要請されている場合、念のため学生または教職員は14日間の経過観察(自宅待機は要請しない)をして下さい。また、帰国した同居者が自宅待機中に症状がでて、検査の結果、感染していることが判明した場合は、学生または教職員は上記【2】と同様の行動をお願いします。経過観察中に学生または教職員に症状がでた場合は、上記【1】と同様の行動をお願いします。